

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会
入会及び退会の手続並びに社員名簿に関する規則

第1章 入会、退会の手続

(入会申込)

- 第1条 公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会（以下「この法人」という。）の社員となろうとする司法書士は、別紙第1の様式による入会申込書に署名押印し、会費をそえて提出するものとする。
- 2 この法人の社員となろうとする司法書士法人は、当該司法書士法人を代表すべき社員が、別紙第2の様式による入会申込書に署名押印し、会費をそえて提出するものとする。
- 3 第2項の入会の申込には、別紙第3の様式による当該司法書士法人の社員名簿及び発行後1箇月以内の登記事項証明書を各1通添付しなければならない。

(入会拒否)

- 第2条 この法人は、入会申込者が次の第1号にあたるときは入会を拒否し、第2号にあたるときは入会を拒否できるものとする。
- (1) 東京司法書士会の会員でないとき。
- (2) 司法書士法第47条第2号又は第3号、第48条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する処分を受け、その期間中であるとき。

(拒否の通知)

- 第3条 前条により入会申込を拒否したときは、遅滞なく入会申込者に通知する。

(社員登録簿)

- 第4条 理事長が入会を承認したときは、入会申込者に通知するとともに、社員登録簿に登録する。
- 2 社員登録簿の記載事項については、第2章の社員名簿に記載すべき事項のほか、理事会で定めた事項を記載するものとする。
- 3 社員登録簿の記載事項に変更を生じたときは、社員は直ちにその旨を届け出なければならない。
- 4 本条の社員登録簿に代えて、その内容である情報を電磁的方法により記録する措置をとることができる。

(退会届)

- 第5条 社員が退会しようとするときは、別紙第4の様式による退会届を提出する

ものとする。

- 2 退会しようとする社員が司法書士であるときは、当該司法書士が署名し、職印を押すものとする。
- 3 退会しようとする社員が司法書士法人であるときは、当該司法書士法人を代表すべき社員が署名し、法人の職印を押すものとする。
- 4 退会は、この法人が退会届を受領したときに効力を生ずる。

(資格喪失退会)

第6条 社員が定款で定める退会以外の事由により社員の資格を喪失したときは、退会届その他の手続を要しないで資格を喪失した日をもって退会する。

第2章 社員名簿

(社員名簿)

第7条 この法人に社員名簿を備えおく。

- 2 社員名簿には、社員の氏名または名称及び事務所を記載する。
- 3 前項の社員名簿に代えて、その内容である情報を電磁的方法により記録する措置をとることができる。

第3章 補 則

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。ただし、別紙第1乃至第4の様式は、理事会の決議で変更することができる。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、認可書到達の日から施行する。

〔注〕平成15年通常総会（平成15年6月13日）による。

附 則

(施行期日)

1. この規程は平成20年6月13日から施行する。

〔注〕平成20年通常総会（平成20年6月13日）による。

附 則

(施行期日)

1. この規程は平成22年6月11日から施行する。

[注] 平成22年通常総会（平成22年6月11日）による。

附 則

(施行期日)

1. この規則は平成24年6月15日から施行する。

[注] 平成24年通常総会（平成24年6月15日）による。

附 則

(施行期日)

1. この規則は平成27年6月12日から施行する。